

地域包括ケアシステムについて

2013年11月8日

第99回市町村職員を対象とするセミナー

厚生労働省老健局振興課

岡島さおり

「地域包括ケア」に係る理念規定の創設

介護保険法 第5条第3項 (平成23年6月改正、24年4月施行)

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

ひとりひとりの高齢者を
自助・互助・共助・公助の組合せにより
地域で包括的に支えること
(地域包括ケア)



このようなケアの提供を可能とする
地域のしくみや体制
(地域包括ケアシステム)

介護保険法の理念に基づく「自立支援」とは

介護保険法 第2条

保険給付は、要介護状態又は要支援状態の**軽減又は悪化の防止**に資するよう行われるとともに、**医療との連携**に十分配慮して行われなければならない。

被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、**適切な保健医療サービス及び福祉サービス**が、多様な事業者又は施設から、**総合的かつ効率的に提供**されるよう配慮して行われなければならない。

保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮**されなければならない。

介護保険法 第4条

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に**健康の保持増進に努める**とともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努めるもの**とする。

2025年までの各地域の高齢化の状況

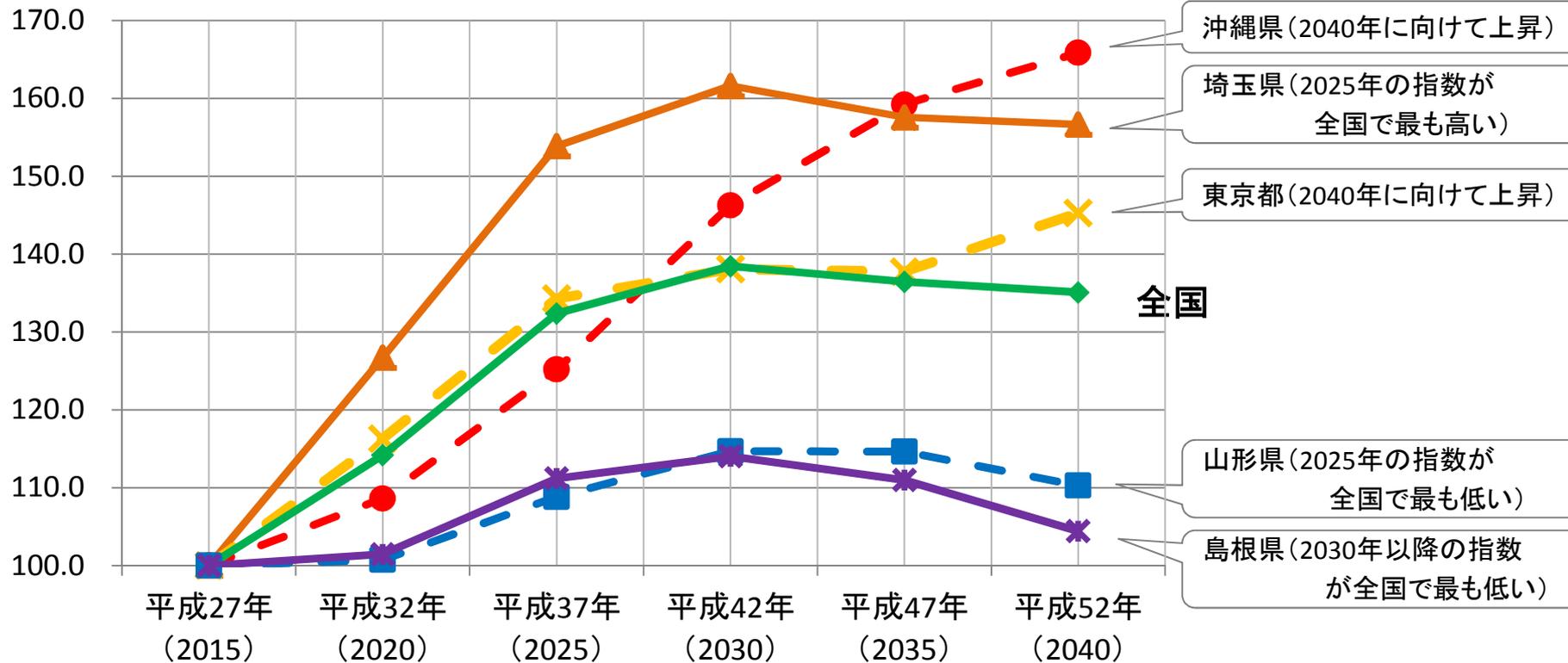
○75歳以上人口は、多くの都道府県で2025年頃までは急速に上昇するが、その後の上昇は緩やかで、2030年頃をピークに減少する。

※2030年、2035年、2040年でみた場合、2030年にピークを迎えるのが34道府県、2035年にピークを迎えるのが9県

※沖縄県、東京都、神奈川県、滋賀県では、2040年に向けてさらに上昇

○2015年から10年間の伸びの全国計は、1.32倍であるが、埼玉県、千葉県では、1.5倍を超える一方、山形県、秋田県では、1.1倍を下回るなど、**地域間で大きな差がある。**

75歳以上人口の将来推計(平成27年の人口を100としたときの指数)



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より作成

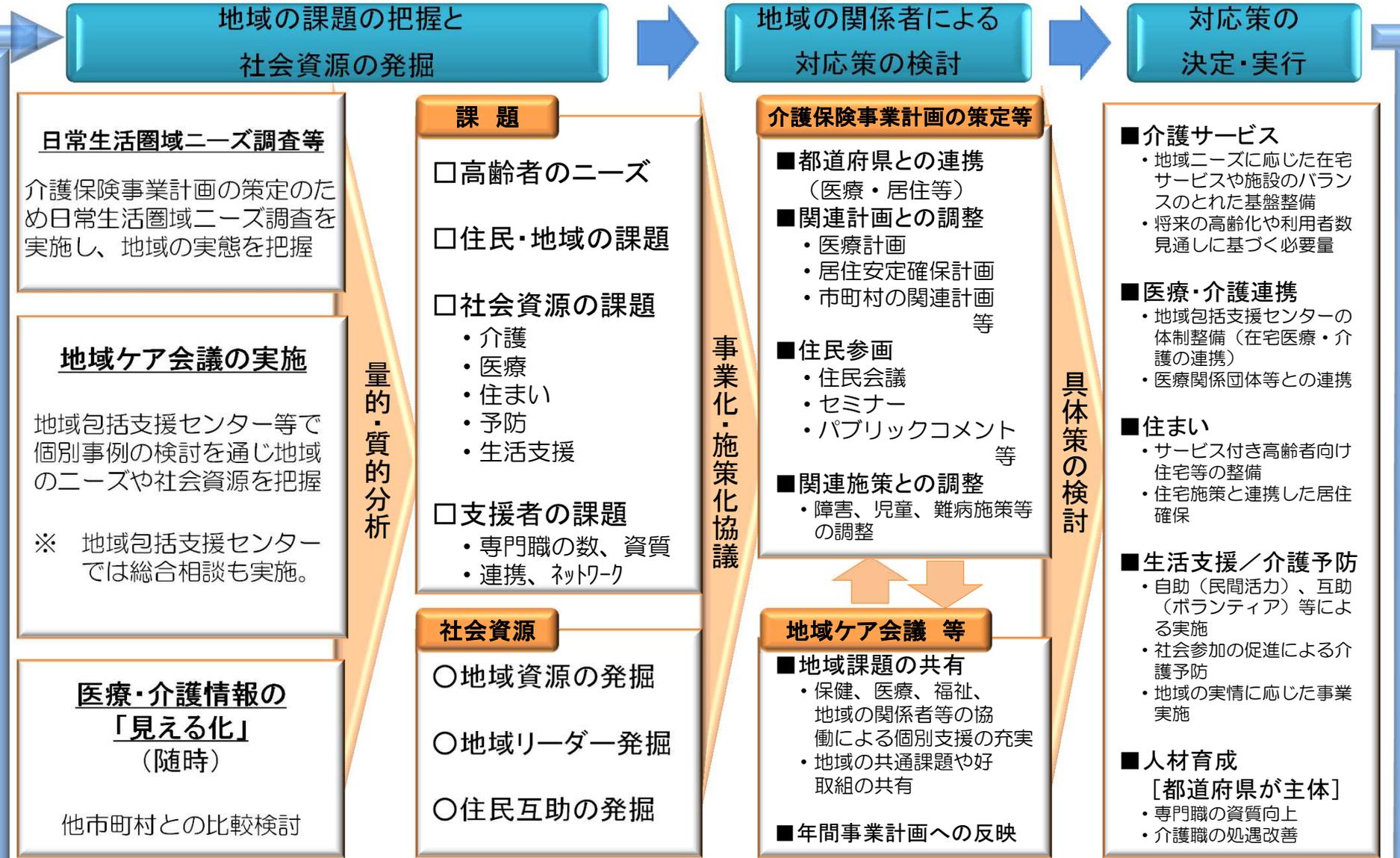
それぞれの地域の実情によって 地域包括ケアシステムの形も異なる

- 今、何が課題なのか
- 今だけ乗り切ればよいのか
- 暮らしの安心をどこに求めるのか
- それぞれの地域のビジョンをどう描くか

市区町村の主体的な取り組みが求められる

市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス(概念図)

○ 市町村では、2025年に向けて、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じて、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築していきます。

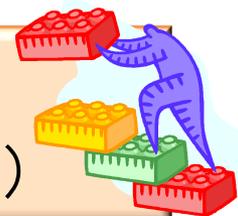


「ミクロ」と「マクロ」をつなぐツールとしての「地域ケア会議」

マクロ

第6期介護保険事業計画

(ニーズに応じたサービスと供給量の確保・基盤整備)



地域診断

量的なニーズ把握

- ・圏域ニーズ調査・給付分析
- ・国勢調査・住民意識調査
- ・社会資源調査、国民栄養調査 等

質的なニーズ把握

- ・地域ケア会議の活用
- ・事例検討、検証
- ・住民や関係者の声・要望 等

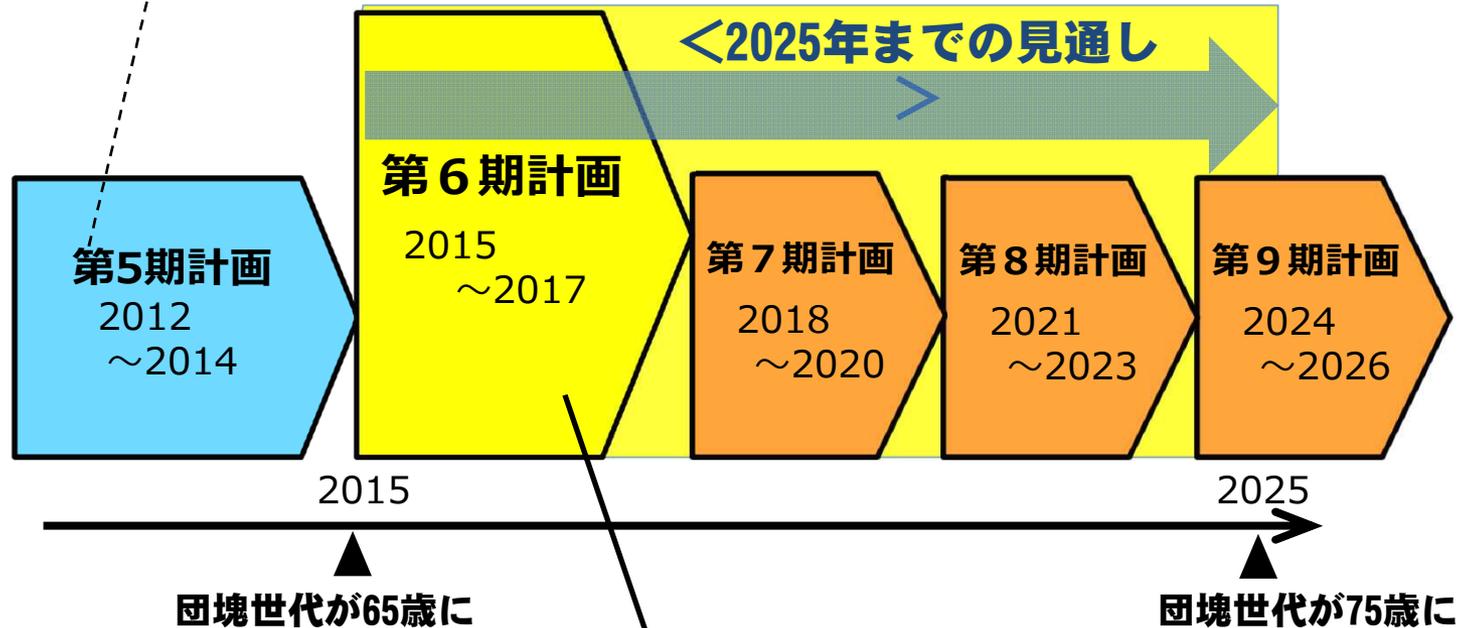
ミクロ

個別のケアマネジメント

(介護サービス・医療との連携・インフォーマルサービスの調整・家族調整 等)

2025年を見据えた第6期介護保険事業計画の位置づけ

第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる 地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート



- 第6期計画は、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、取組を一層強化する「地域包括ケア計画」と位置づける。
- このため、2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を求めることとしてはどうか。
- また、地域包括ケアシステムを構成する各要素に関する取組について、新たに実施する事業も含め、地域の将来を見据えたより具体的な記載を求めることとしてはどうか。

地域包括ケアシステム構築に向けて重要な視点

介護保険法の主旨に則った制度の運用

- 高齢者の尊厳の保持と自立支援の理念
- 中立公正な資源の分配と、その判断・提供を行う人材の資質向上
- 市区町村の方針の明確化と、ニーズに合ったサービス資源の確保

保険者としての役割と基礎自治体としての役割

- 組織横断的な取組による各種施策の融合（保健・医療・福祉・まちづくり等）
- 住民の良好な自己決定を支えるための、関係者の協議の場の確保
- 住民や関係事業者等の理解と協力を得るための啓発

住民組織や民間事業者の取組を活用

- 住民主体や民間事業者等の取組は、網羅的でなくても良いものは支持
- 点在する取組を普遍化し、相乗効果をもたらすようバックアップ
- 良質なインフォーマルサービスが参入しやすい環境づくり